

# 保存版

保護者の皆様へ

平成30年6月11日

京都市立柏野小学校  
校長 尾松廣明

## 台風に対する非常措置についてのおしらせ

本校においては、台風により京都市（※テレビやラジオにおいては、「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（※大雨、暴風など6種類）」又は「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

### 記

#### 1 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前0時までに解除になった場合 5校時（13時40分）から始業（給食は中止）
  - ・午前0時現在、特別警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時対応カードでお伺いしているように対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

#### 2 暴風警報について

- (1) 登校前に発令された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
  - ・午前7時までに解除になった場合 平常授業
  - ・午前9時までに解除になった場合 3校時（10時45分）から始業
  - ・午前11時までに解除になった場合 5校時（13時40分）から始業（給食は中止）
  - ・午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業
- (3) 在校中に発令された場合は、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととし、その後、緊急時対応カードでお伺いしているように対応いたしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置くことといたします。

●緊急時対応カードの措置に変更がある場合は、その都度、必ず学校にご連絡ください。また、曜日によって措置が変わる場合は、お知らせいただくと共に、必ずご家庭でもお子たちと確認しておいてください。